

[別紙]
様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日)

1.医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団純生会
 ①財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ②社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
 ③基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市南区良町 4 丁目 1 番 80 号
(R6.9.30 現在)
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 7 月 11 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 8 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	福島 純	診療所管理者
理 事	福島 公子	
同	福島 聡	
同	福島 喜代子	
同	福島 寛	
監 事	住谷 友子	

2.事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	良町ふくしまクリニック	4317410118	熊本県熊本市南区 良町 4-1-80	一般病床 5 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法 42 条各号に掲げる業務）

特になし

(3) 収益業務

特になし

(4) 当該会計年度内社員総会で議決又は同意した事項

イ、令和 6 年 11 月 20 日 令和 6 年 9 月期の事業報告及び決算の承認に関する件

法人名 医療法人社団純生会

所在地 熊本市南区良町 4-1-80

財 産 目 録

(令和 7 年 9 月 30 日現在)

1.資 産 額	750,166 千円
2.負 債 額	685,472 千円
3.純 資 産 額	64,694 千円

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	166,267
B 固 定 資 産	583,899
C 資 産 合 計 (A+B)	750,166
D 負 債 合 計	685,472
E 純 資 産 (C-D)	64,694

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有	賃借	■部分的に法人所有)
建 物 (■法人所有	賃借)

法人名 医療法人社団純生会
 所在地 熊本市南区良町 4-1-80

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	166,267	I 流 動 負 債	193,365
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	492,107
1.有形固定資産	547,899 499,617		
2.無形固定資産	225	負 債 合 計	685,472
3.その他の資産	84,057	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 基 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	54,694
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	64,694
資 産 合 計	750,166	負 債 ・ 純 資 産 合 計	750,166

法人名 医療法人社団純生会

※医療法人整理番号	0	1	1	7	6
-----------	---	---	---	---	---

所在地 熊本市南区良町4丁目1番80号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監事監査報告書

医療法人社団純生会

理事長 福島 純 殿

私は、医療法人社団純生会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日迄）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月20日

医療法人社団純生会

監事 住谷友子



本報告書の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和7年12月17日

医療法人社団純生会

理事長



理事

